双文

SOBUN　VOL.37
2022

翻刻
前橋町年寄関係文書
～「萬雑扣」「雑記録」～

古文書係

翻刻　前橋町年寄関係文書～「萬雑扣」「雑記録」～

古文書係

【解題】

「萬雑扣（よろずざつひかえ）」・「雑記録」は、群馬県立文書館所蔵の勝山敏子家文書（以下、勝山家文書、請求番号Ｐ８７０２・ＰＦ１９０１）のうちの２点の文書である。

江戸時代、上野国群馬郡前橋町の町年寄を務めた勝山家には、昭和戦前期まで町年寄日記をはじめ、膨大な文書が保存されていた。しかし、昭和20（１９４５）年8月の前橋空襲で土蔵の１つが焼け落ち、文書のほとんどを焼失した。当館所蔵となった文書は、幸いにも戦災を免れたもう１つの蔵のものであるという。文書群は、昭和62（１９８７）年から平成16（２００４）年にかけて当館へ寄託された（平成21年度に寄贈へ切り替え）。

今回は、前号（『双文』36号）の「明治４年　町年寄日記」に続き、勝山家文書の町年寄に関する文書の中から、前記の近世文書２点の翻刻と画像を掲載するものである。

前橋町年寄は、連雀町・鍛冶町など約20か町から成る前橋町の総取締役である。通常２名が任じられた。その役目は、戸口調査の取りまとめ事務や、領主からの法令伝達事務、火事・盗難などの事件があった場合などの藩への届・願などを当該町名主から取り次ぐことであった。詳しくは、前号を参照していただきたい。

以下、今回の文書について、『群馬県立文書館収蔵文書目録　第10集』の解題（当館元館長・岡田昭二氏執筆）や、勝山家文書の翻刻に取り組まれた鈴木一哉氏（当館元職員）の資料をもとに記述し、解題としたい。

「萬雑扣」　Ｐ８７０２　１、ＰＦ１９０１　１／１

この文書は、最初に当館へ寄託された39点のうちの１点である。なお、39点の内訳は、文政４（１８２１）年の前橋町絵図１点（請求番号Ｐ８７０１、文書番号１、前橋市重要文化財）、今回の「萬雑扣」をはじめとする古文書29点（文書番号１～29）、写真９点（文書番号30～38）である。古文書29点は漆塗り木箱に入っており、うち18点（文書番号12～29）は天保９（１８３８）年の拝借金延納願いを中心とするもので、一括りにされていた。この括りは、敏子氏の祖母ひさ氏（源三郎の孫）が昭和13（１９３８）年に行ったものであるという。

次に今回の「萬雑扣」についてであるが、形態は和紙を袋綴じした竪帳である。丁数は、表紙・裏表紙を含めて19丁である。ただし、後半には白紙が含まれる。

当館の目録の表題は、「萬雑扣（町内出火外諸事願書留）」である。（　）内の語句が示すように、本文書の中心は火事に関する届書５点で、そのほかに組頭人数の増減願いや任命に関する文書３点、釈放の嘆願書２点がある。以上計10点の

文書を書き留めた帳面である。このうち、発生した火事自体は3件である。火事の際の盗難や、不審火について書かれた文書もある。

年代は、「天保二卯年」の文書が数点、「卯年」であることが記されている文書が数点ある。各文書の差出人は勝山氏ではなく、前橋町の町人である。宛先は「両人宛」「町方御役所」などで、「両人宛」は町年寄2名を指すと考えられる。

途中8頁の白紙の後、松井喜兵衛ら21名の氏名が列記されている（6人・6人・9人の組み合わせ）。このうち、五十嵐喜代治、井上伊左衛門の2名に○が付いている。勝山姓の人物はいないが、全員に苗字があるので、勝山一族を除く当時の主立った前橋町人であろうか。

人名列記の後に「壱触」のグループ2種（本町ほか11町、田町ほか8町）の記載があり、本文書は終わる。

「雑記録」　PF1901 18／3805

平成16（2004）年、江戸時代から明治・大正期の和書・典籍類約3500点と20数点の帳簿類が追加寄託された。帳簿類は明治～大正期の勝山家の質屋経営関係のものが中心であるが、慶応2（1866）年から明治初期にかけての町年寄の職務に伴って作成されたと推定される文書2点が含まれていた。今回の「雑記録」は、このうちの1点である。

「雑記録」の形態は、袋綴じした和紙を二つ折りにした横半帳である。厚さは約3㎝もあるが、文字が書かれているのは表紙・裏表紙を含めて25丁に過ぎず、全体の約7割を白紙が占めている。

表紙には、「慶応二年」「雑記録」とある。書き留められた文書には、「私儀（略）住谷権平妹後妻ニ貰申度奉願候」といった文言がある。こういった点から、本文書は勝山源三郎が作成した雑記帳と推測される。

源三郎は勝山孝叔丹造の次男で、天保2（1831）年に生まれた。嘉永3（1850）年、長男の儀左衛門昌運が死去したため、勝山家の跡目を嗣いだようである。源三郎は、江戸時代には家業の穀問屋や質物業を営むかたわら町年寄を務め、川越藩主松平大和守家の前橋帰城の嘆願や、利根川大渡（おおわたり）橋の架設工事に尽力したという。続いて明治期に入ると、前橋生糸改所頭取などの要職を歴任したほか、東群馬郡の県会議員や前橋町会議員としても幅広く活躍した。

本文書の中心は、前橋城再築のための拠出金などによる褒賞、強訴・徒党の禁止、酒造の制限、蒸気飛脚船の取扱い、天皇の東京行幸、改元などに関する前橋藩（県）や明治政府からの触達書の写しなどである。前述の縁組みや、源三郎による田畑譲証文など、勝山家の私的文書の写しも含まれている。

また、「辰冬」（明治元年冬）の前橋藩の「御役方」名簿がある。ここには町在御奉行深沢雄象をはじめ、会所御奉行、

同御目付、澤民御役所などの役人89名の氏名が記されている。なお、深沢雄象は藩主の前橋帰城にともなって移住し、日本で最初の器械製糸場である前橋藩営製糸場（明治３年）の創設に関わった人物である。

他にも興味深いものとして、「町方御役所御扣」と題された書き込みがある。ここからは、勝山家の町年寄任命の経過や役職変遷、扶持米高などがわかる。

勝山家文書のうち、前橋町年寄関係文書は、今回の２点と前号の１点のほかは「萬之扣」（文書番号２）、「安米札渡帳」（文書番号３８１５）などであり、多くはない。

一方、前橋町年寄関係文書は、勝山家とともに近世後期に町年寄を務めた本陣・問屋の松井家にも伝存し、文書３１３４点は当館へ寄贈されている（松井家旧蔵文書、以下、松井家文書、請求番号Ｐ０１０１３・ＰＦ１９０２）。関心のある方は、両家の文書を閲覧していただきたい。

また、松井家伝来の文書の一部（弘化２年、明治２年前半、明治12年の町年寄日記を含む）は、同家が内国通運会社に関わっていたことから、公益財団法人利用運送振興会の物流博物館（東京都港区）にも寄贈された（明治２年の町年寄日記は昭和50年刊行の『前橋市史　第３巻』で言及されているが、昭和60年に群馬県史編さん室が調査した際の目録には見当たらない）。

本解題の執筆にあたっては、前述の岡田氏や鈴木氏が執筆した解題・資料を参考にさせていただいた。

前号でも述べたが、勝山敏子氏からの寄付金により勝山家文書３１１点、松井家文書４７４点を「前橋町年寄関係文書」としてデジタル化し、複製本（勝山家31冊、松井家61冊）も作製することができた。本号掲載の２点は複製本で公開している（「萬雑扣」は原本も公開している）。今後も貴重な史料の保存のため、デジタル画像を活用していきたい。勝山家および関係者の方々へ心より感謝を申し上げ、結びとさせていただく。

（武藤）

＊翻刻は鈴木一哉（旧職員）が行い、校正は関口荘右（現職員、以下同じ）、須藤聡、山口毅、武藤桂が行った。

【凡例】

①漢字は原則として常用漢字を使用した（「觸」を「触」、「縣」を「県」など）。

②変体仮名は現代仮名に改め、合字の「ゟ」はひらがな「より」で表記した。ただし、助詞（者＝は、茂＝も、江＝え、而＝て　など）は原文のまま表記した。

③踊り字（繰り返し符号）は漢字の場合「々」、漢字二字の場合「〳〵」、カタカナの場合「ヽ」、ひらがなの場合「ゝ」で表記した。

④適宜、読点（、）や記号（・）を加えた。

⑤誤記と判断できる字句や疑問のある字句はそのまま表記し、脇に（　）書きで記した。また、挿入文書等についての補記も脇に（　）書きで記した。なお、複数の箇所にわたる場合は、原則として初出箇所にのみ記した。

⑥虫損については本文中に〔虫損〕と記入した場合もある。

⑦抹消されている字句は見せ消ちの記号として「ここここ」を左脇に記した。

⑧編集の都合上、次のことを行った。脇等に書かれている字句で、本文に挿入できる場合は本文に組み入れた。敬意を表す闕字は1字空け、平出は2字空けた。字詰めを行った。字の大きさを統一した。行頭等の高さを揃えた。別の文書や別の話題に変わっている箇所では一行空けた。以上により、文字の配置は原本と異なる。

【翻刻１】

（表紙）

「萬　雑　扣　」

（表紙裏）

一　麦七石六升　　八木原村
一　同四石九斗四升　新田町
敷石五寸ニ、尺ニ而拾弐匁位

（本文）

以書付御届奉申上候

一当三日夜、桒(桑)町出火之節、私方江手伝人大勢参候而、荷物持出運呉候処、火慎(鎮)候故、持出置候品々相改候処、戸棚壱ツ竪町中嶋松周老門前ニ有之、右戸棚錠前打破置候間、戸棚之内改見候得者、左之通之品紛失仕候、依之御届奉申上候、此段宜敷被仰上可被下候、以上

一萌黄羅紗紙入壱ツ
但し、右之内ニ
金三両弐分壱朱入
一角壱車入
一茶糸竪縞糸入女物袷壱ツ
但、裏千種木綿

右之通ニ御座候、已上

卯正月十一日　　宮内文左衛門

両人宛

差上申口書之事

本町
文四郎

右之者方ニ昨夜五ツ半時過、出火有之候処、火之様子御尋ニ付、有体左ニ奉申上候

私義、居屋敷・上舗ニ而古着渡世仕、下見せ(世)之方六斎店ニ貸置候処、昨夜右刻限前、裏廻り致候而纔(わずか)之間、噺致居候処、下隣和兵衛方裏口ニ而、下女声立候間、何事与存見候得者、艮之隅割木之上江屑紙籠釣置、傍ニ炭明俵有之候処、紙屑之中より火出候様子、明俵江火移り、屋根江燃上り候故、直様声立、親子共ニ飛懸り、水掛防候内、隣家之者早速欠付呉、追々水持運候故、防留申候、全手過之火共不存、何共怪敷火之様子ニ奉存候

隣家之者奉申上候、私共義、火事／＼与呼立候声ニ驚、欠出候処、文四郎方下舗艮之隅より火燃上り候間、直様屋根江登り、下より水為運、打消申候、場所与申何とも怪敷火之様子ニ奉存候、火湿候後、居屋敷内改見候得者、裏藪門

端口兼而結切置候処、右結切之縄切払置申候、左候得者、何者欤忍入候事与相見得申候、尤文四郎義、平日実儀者ニ候得者、意趣遺恨等受申者ニ者無御座候、右御尋ニ付、有体申上候通、少茂相違無御座候

本町
文四郎
隣家
和兵衛
藤五郎

右之者共、申上候通、少茂相違無御座候、已上

組頭
──
──
──
名主

両人宛

差上申口書之事

田新町
火元
小太郎

右之者方、今夜九ツ時出火有之候処、火之様子御尋ニ付、左ニ奉申上候

私義、農業渡世作間ニ桶鑰(たが)渡世仕罷在候処、去冬中より勝手合ヲ以、隠居家江引移り、親小右衛門同居致し、本家者明屋ニ致置候処、今夜四ツ過頃ニ家内一同伏り寝入、前後覚無御座候処、右刻限、竹之はね候音致候ニ眼覚、何事哉与存、欠出候得者、本家之内中之間一面ニ火移り、庭先迄火之明り見得候間、火事〃〃与呼立、防候半と存候得共、最早屋裏迄燃移り候様子、隣家之者欠付呉候得共、所詮防茂相立不申、尤持馬本家之台所馬屋ニ差置候故、親小右衛門諸共ニ漸ニ牽出し申候、其内屋ね(根)江燃移、一面之火ニ相成候間、引続家作致候隠居屋ニ差置候俵物其外、持運致候内、隠居家江茂火移り、隣町より追々防人欠付候得共、何分萱屋根ニ御座候得者、防難相立焼失仕候、右火之出方相考候処、今日畳替致候ニ付、本家ニ而細工為致、七ツ時頃地炉ニ而火をたき候得者、若哉其火残候而燃移候哉、又者怪敷火ニ候哉、聢与見極相付不申候、地炉有之間所、屋根裏迄火ニ成候節見付候事故、前後火之出方相知不申候、尤何ニも意趣意(遺)恨請候義無御座候、右御尋ニ付、無偽有体申上候通、少茂相違無御座候、已上

火元
小太郎

右、火元小太郎申上候通、少茂相違無御座候、以上

天保二卯年
二月廿五日

田新町
組頭連印

名主
両人宛

差上申口書之事

南隣
茂七
東隣
幸八

今夜九ツ時小太郎方出火有之候処、火之様子御尋ニ付、左ニ
奉申上候
私共四ツ時頃より伏居候処、火事〳〵与呼立候声ニ而眼
覚、欠出候得者、小太郎本家之内中之間一面ニ火ニ相成、
屋ね裏迄燃移り候様子故、防候半と存候得共、迚茂力及不
申候故、町内呼継、隠居家家財・俵物等持運手伝候内、自
分居宅江飛火致候故、面々居宅屋ね之防仕候、火之出方如
何之模様ニ候哉、聢与見留無御座候、乍併小太郎義、何ニ
而も意趣意恨等請候風聞等無御座候、右御尋ニ付、不包有
体申上候通、少も相違無御座候、以上

年号
月日
火元小太郎
隣家
茂七
幸八

右、隣家之者申上候通、少茂相違無御座候、以上

組頭
連印
名主
両人宛

差上申一札之事

七間三間　田新町
一　本家　小太郎
四間弐間
一　隠居家
右之通、焼失仕候、以上
卯二月廿五日
名主印
両人宛

乍恐以書付奉願上候事

一当町之儀、文化元寅年迄、組頭三人ニ而相勤来候処、其砌
町内家数拾四軒ニ相成候ニ付、無拠御願奉申上、是迄弐人
ニ而相勤来罷在候、此節ニ相成候而者、八軒増与相成候ニ
付、町内落合之上、右之通組頭三人ニ仕度奉存候、此段乍
恐以書付奉願上候、右願之通被仰付被下置候者、難有仕合
奉存候、此段乍恐書付ヲ以奉願上候、以上

天保二辛卯二月十四日
組頭連印
名主
年寄印

乍恐書付奉願上候

一当町之儀、是迄組頭九人ニ而相勤来候処、年々町内家数減ニ相成、凡五拾年已来当時半減ニも相成申候、右ニ付町内落合之上、組頭壱人相減、八人ニ而相勤申度奉願上候、右之趣願之通、被　仰付被下置候者、難有仕合奉存候、此段乍恐以書付奉願上候、以上

天保二年卯年
二月
組頭連印
名主
年寄

町方
御役所

覚

何町壱人殖組頭
定八
何町組頭誰跡役

右之者、入札之内高札ニ付、組頭役申付候、宜敷御挨拶被仰聞可被下候

何町誰跡役

古役

右之者、無入札組頭役申付候、宜敷御挨拶被仰聞可被下候

卯二月
町年寄共

町方
御役所

乍恐書付を以御歎奉申上候

横町
与頭
伊兵衛

右之者義、当五人組御改御場所ニおゐて、追而御吟味筋有之候ニ付、厳敷相慎罷在候様被　仰渡、一同奉恐入、厳敷相慎罷在候処、当十二日　御役所江御召出、平日家業向不精并博奕携候段達御聞候旨ニ而、右始末逸々　御吟味奉請、一言之申訳茂無御座、奉恐縮、御答茂仕兼候ニ付、得与利解申聞有体為申上候様仕度、一日之御猶予奉願上候処、猶又親類共一同打寄、町役人江取揺（縋）、御日延御猶予奉願度趣ニ付、私共より御歎奉申上候処、御聞済被成下、一同難有仕合奉存候、右御猶予日数中、親類共上より当人迄再応取調仕候処、全博奕ニ携候義ニ者無御座候得共、已前病身之処より家業向等閑ニ仕罷在、近年者全快茂仕候得共、何分已前病身ニ付、長々家

業怠候処、一体貧窮ニ御座候間、元手金等茂無御座候故、彼
是家業茂等閑之場ニ相成申候間、右様之処より博奕等ニ携候
段風聞ニ預り候哉与申訳無御座、今更後悔罷在候、以後急
度身之上相改、家業出精仕度（居）旨、一向相歎候ニ付、親類共上
ニ而気之毒ニ奉存、精々内心承候処、右之通改心仕候義、実
ニ相違無御座候間、親類共申合、金操手当迄も仕候而、精々
添心いたし、家業為相守度趣、町役人江歎出候段、私共上江
申出候ニ付、私共一同立合、当人者勿論、親類一同虚実之程
も難計候間、得与取調理解ニ及、内実手当等迄承糺候処、全
く親類共踏込与申、当人改心之程見届申候、然ル上者、此上
厳敷御吟味奉請候者、如何様之重き御咎ニも被　仰付候半義
与歎敷奉存候、何様親類共心入之程、寄（奇）特ニ存候間、此上御
吟味之処、何卒格別之　御慈悲を以歎人共江御下被成下置度
奉歎上候、已後之儀者、私共上ニ而も無手緩、精々心添可仕
候間、此段御聞済被下置候ハヽ、当人・親類共（マヽ）・組合者不及
申上、町役人・歎人一同、御慈悲之程難有仕合奉奉存候、乍
恐此段書付を以奉願上候、已上

天保二辛卯年

三月

当人
親類
組頭
名主
歎人

町方
御役所

差上申御歎書之事

向町
清太郎

右之者、当二月中、御廻勤様より風聞不宜趣ニ付、御手当町
内預ケニ被仰付、奉恐入相慎罷在候処、御差出被仰付、当十
三日、御役所江御召出ニ相成、右之者平日心掛不宜、殊ニ折々
博奕ニ携候趣、有体可申上旨、厳重御吟味被仰付、奉恐入一
言之申訳茂無御座、御答仕兼候ニ付、暫時御下ケ奉願、御溜
ニおゐて町役人共得与利解為申聞候処、当人も誠ニ以、恐縮
罷在候ニ付、親類共上ニ而、何卒両三日御猶予奉願上度旨、
達而相歎候間、御日延御猶予奉願上候処、御聞済被成下、一
同難有仕合奉存候、依之帰町之上、親類・組合打寄、得与当
人取調異見仕候処、全是迄之諸行多分之作配乍致、貧敷暮居、
殊ニ平日身勝手之歎而已心掛候場より、自然博奕等ニも携候
哉之悪敷風聞達御聞候茂、常々心掛不宜故之義与、今更申訳
茂無御座、先非後悔仕、已後者急度改心可仕旨誓言申立候ニ
付、深心底相探候処、此度者実々身ニ入、発起改心可致、見
極候所より親類・組合連印請合証文を以、町役人江歎出候、
町役人上ニ而も再応当人取調候処、改心決定相見得申候趣ニ
付、私共江取縋、此上者是非御歎被下度旨〇（庶而）申出候間、私共
上ニ而、当人者不及申、親類・組合一同虚実取調、得与教誡

仕候処、無相違心底見留申候、依而者、此上御吟味奉請候
ハヽ、如何様重御咎ニも被被（ママ）仰付候半義、歎敷奉存候間、此
度之儀者、格別之御慈悲ヲ以御吟味是迄ニ而、歎人共江御下
ニ被成下置度奉歎上候、已後之処者、惣而無手緩、精々添心
可仕候、万一此末前々之諸行ニ立戻候風聞等ニ而も有之候
者、早速私共より御訴奉申上候間、何卒御聞済被成下置候者、
当人者不及申上、親類・組合・町役人・歎人ニ至迄、一同御
慈悲之程、難有仕合奉存候、乍恐此段書付ヲ以奉願上候、以
上

天保二辛卯年
　四月

当人
同人親類
組合惣代
組頭
名主
歎人

町方
　御役所

（以下、白紙八頁）

大嶋　久兵衛	○井上伊左衛門	中嶋　春伯
三川　伊八	松井　喜兵衛	大沢　友信
福野市郎兵衛	高山　又六郎	綿貫　由水
飯田　庄蔵	後藤　辰蔵	木村　清七
江利川勘兵衛	武田　清兵衛	井高　惣兵衛

○五十嵐喜代治　〆六人
宮内文左衛門　〆六人
太田　義兵衛
西東　藤七
問屋　五兵衛
同　平右衛門
〆九人
惣〆廿壱人也

壱触
本町
連雀町
桒町
横町
板屋町
竪町
向町
諏訪町
萱屋町
榎町
紺屋町
〆拾壱ケ町

壱触
田町
白銀町
鍛冶町
片貝町
十八郷町
中川町
天川新町
天川町
〆八ケ町

弐手合
〆拾九ケ町

（翻刻１　了）

【翻刻２】

（表紙）

「　丙慶応二年
　雑　記　録
　寅正月吉日　」

（本文）

寅（カ、虫損）年
鉄炮証文有無、証文是迄不差出向も有之候所、当年より急度
差出候様可被致、尤当廿九日迄ニ差出候様可被致候、以上
　二月廿四日

今般爰許　　御築城御普請ニ付而、鳶之者始諸職人共差支ニ
相成候間、右普請中諸普請向差止候様可致、尤其余義訳有之
候普請向ハ、其次第柄支配役所江伺出、差図ヲ請候様可致旨、
去ル子年中触達置候処、心得違ニ而普請致候ものも有之哉ニ
相聞、不相済義ニ有之、殊ニ当時　　御本殿向御普請ニ付而
ハ、弥心得違無之様可致候、且鳶之者始諸職人共義ハ、御作
事より沙汰次第、同所江罷出候様可致候、此段町々小前ニ至
迄不洩様可申聞、尤寺社方・浪人・帯刀人江も可申聞者也
　二月廿六日

私儀、鉄炮所持仕候哉与厳敷御吟味被　仰付候へ共、所持不
仕候、若預鉄炮質物等ニ取置候与外より訴人御座候ハヽ、如
何様之曲事ニも被　仰付候、為後日依而如件
　年号月　　　名主印
　鉄炮方
　　御役所

士居御普請御出来ニ相成、三月廿八日より晦日迄三日之間、
村々人足江御酒被下、町在セ話方江ハ御役所ニ而御酒被下、
四月朔日、御老翁方御見分有之候

此節物騒ニ付、今十一日酉之刻より提灯燈し持参（カ、虫損）可致候、同
刻より無提灯往来致候者、〔虫損〕前承糺通り、拍子木打相
通候様申付候、尤〔虫損〕時より、町々木戸〆切申付候事
一右ニ付、町々増番相立可申事
一面々上ニ而、厳心ヲ付、屋敷廻等可致候事
右之趣、町々小前至迄不洩様可申聞、尤寺社方・浪人・帯刀
人江も可申聞者也

近頃悪党共諸所押歩行、追落し押借等致候事共、粗有之候、
依而者兼々申聞置候通、已後右体之者立廻候ハヽ、早々役所
江可訴出候、自然狼藉覃人家江押込、金銭及押借等義も有之
候ハヽ、町役人ハ勿論居懸候者手配申合、手余り候ハヽ、町々
申合差押候様可致候、尤抜身等携候節ハ、仮令疵付候共、又

ハ打殺候共不苦候間、不取逃様、手当人致、早速可訴出候、右之趣町々小前至迄不洩様可申聞、尤寺社方・浪人

右弐通四月十一日、御触有之候

五月廿六日

保字金・正字金共、夫々新金と引替候筈之所、兎角心得違ニ而持続候者有之哉ニ相聞、以之外之事ニ付、向後世上通用停止たるへく候、就而ハ慶長以来古金類之義も、先年通用停止被　仰出有之候へ共、是又同様持貯候もの有之哉ニ相聞、不埒之事ニ候、右古金類并保字金・正字金共、来々辰年十二月を限、引替差出可申候、若等閑ニ相心得、右期限迄ニ引替、不差出隠置候分ハ相糺取上之上、急度咎可申付候、且是迄古金類被盗取、其品出候節ハ兼而相触置候通之増歩ヲ以、引替被下候へ共、右期限已後ハ、其品取上咎可申付候、即其旨相心得、弥以心得違無之様可致候、右之趣、御料ハ御代官、私領ハ領主・地頭より不洩様可被相触候

五月

強訴・徒党之義ニ付而ハ、村々高札之趣も有之候処、米直(値)段高直ニ付、物持等之類米買集候趣ヲ以、場所ニ寄多人数相集り、人家可打毀抔、心得違之ものも相聞候、右様買集候者有之候ハヽ、徒党ケ間敷義不致、岩鼻表又ハ領主役場、最寄廻村之取締出役江可訴出、若難訴出子細候ハヽ、岩鼻陣屋前訴状箱差出候節、始末有体認、堅く封し持参入置可申、其次第ニ寄而ハ取計方いたし遣候而も、猶徒党ケ間敷義いたし候ハヽ、騒動を好候致方ニ而、不届ニ付、不容易御科をも請候様可成行、右様相成候而ハ歎ケ敷、諭し置候事ニ候、村役人并身元宜もの共ハ、村方之世話行届或ハ奇特筋有之候へハ、前々御賞誉も有之事ニ候間、右体心得違之者出来不致様ニ可取計、次第ニ寄、是亦沙汰いたすへく候

右之趣、岩鼻御陣屋御支配所より触達相成候旨御達有之候、爰元御領中之義ハ、右様之義も不相聞候へ共、此節世上之形勢と申、自然悪風押移り、心得違之ものも出来候様ニ而ハ、以之外之義ニ付、此上村々役人共上ニおゐて教諭いたし、心得違之もの出来不致候様可致候、万一心得違之もの、或ハ無謂米穀買集、諸人之難渋ニ相成候義、取斗りしものも有之候ハヽ、其段早々可訴出候、右之趣厚心得、自然心得違之ものも有之候ハヽ、厳科申付候条、村々小百姓ニ至迄不洩様可申聞、尤寺社方・浪人・帯刀人直支配江も可申聞もの也

六月十八日

諸国酒造之義、追而及沙汰候迄、銘々鑑札高之半高酒造可致旨、万延元申年九月相触置、関八州酒造之義ハ同断三分二相減、三分一酒造可致旨、文久三亥年八月相触置候処、当今米価格外之高直ニ付、諸人及難義候間、追々及沙汰候迄、諸国酒造之義ハ銘々鑑札高之三分二相減、三分一酒造可致、関八州之義ハ同断四分三相減、四分一酒造可致候、尤隠造・過造等無之様、取締方弥厳重改方可被申付候、若隠造・過造等い

たすニおゐて、其ものハ勿論、其処之役人迄吟味之上、急度
可申付候条、心得違無之様可致候
右之趣、諸国御料・私領・寺社領共不洩様可触知もの也
右之通、可被相触候

六月

右之通、於江戸表――

七月十二日

十二月廿二日被仰渡

松井　文四郎
五十嵐喜兵衛
藤井　新兵衛
関　　又七
生形八右衛門
荒井　久七
太田唯右衛門
竹内　勝造
串田　杢弥

其方共義　御城土居・堀御普請ニ付而者、御用途之程致恐
察、人足代寸志願出、其上八右衛門義、寸志献金願出、何れ
も奇特至極ニ付、文四郎・喜兵衛・新兵衛義、弐人扶持宛加
扶持遣、又七義、壱人半扶持加扶持遣、八右衛門・久七義、
御小袖遣、只右衛門・勝造・杢弥義、遊隊並取扱申付、一同
於会所、御酒遣ス

三川　伊平
勝山　源三郎
松井　喜兵衛
三川　民平
江原由右衛門
根岸　嘉吉
井高　惣兵衛
江り川勘兵衛

其方共義　御城土居・堀御普請ニ付而ハ、御普請中日々御
場所江出動致、人足共取扱、其上右御用途致恐察、人足代寸
志願出、覃民平義寸志献金願出、源三郎・喜兵衛・惣兵衛義、
人足代申添へ致し、一同別段出精ニ付、伊平・源三郎義、弐
人扶持ツヽ加扶持、御小袖目録之通遣、喜兵衛義、壱人半扶
持加扶持、単御上下遣、由右衛門義、壱人扶持加扶持、御小
袖遣、民平・嘉吉義、御小袖目録之通遣、勘兵衛義、遊隊並
取扱申付、単御上下遣、惣兵衛義、遊隊取扱申付、壱人扶持
加扶持遣、一同於会所御酒遣ス

福本又造
武田清兵衛

其方共義　御築城ニ付而ハ、御用途之程致恐察、人足代寸
志願出、奇特ニ付、樽詰御酒遣ス

黒崎長右衛門

其方義　御城土居・堀御普請ニ付、急御普請中、日々御場所江罷出、人足共取扱、其上人足代寸志願出候上、人足代申添致、出精ニ付、壱人半扶持加扶持、単御上下、於会所御酒遣ス

加藤永八

其方義　御城土居・堀御普請ニ付而ハ、御用途之程致恐察、人足代寸志願出、奇特至極ニ付、御上下一具、於会所御酒遣ス

市村良助
横川十右衛門
藤井常造
小林宇平次
横地七右衛門
筒井登代吉
三川周助
木村清七
生形用造
大嶋喜兵衛
須田伝吉
金子卯右衛門
奈良伊之八
高田吾平
梅澤次兵衛
小泉茂助

其方共義　御城土居・堀御普請ニ付而ハ、御普請中日々御場所江罷出、人足共取扱、其上右御用途致恐察、人足代寸志願出、惣代共之義、人足代申添致、一同出精ニ付、良助義、其身一代町年寄席申付、単御上下遣、十右衛門義、永苗字差免、御小袖遣、常造・用造・喜兵衛・伝吉・茂助義、永直支配申付、宇平次・七右衛門・登代吉義、壱人扶持加扶持、御小袖壱ツ宛遣、周助・清七義、単御上下一具ツヽ遣、卯右衛門・伊之八・五平義、其身一代直支配申付、卯右衛門義、巴御紋御上下一具遣、次兵衛義、永苗字差免、一同於会所御酒遣

勝山宗三郎
勝見粂八
野本林兵衛
下村善右衛門
高橋伊之吉

其方共義　御城土居・堀御普請ニ付而ハ、御用途之程致恐察、人足代寸志願出、奇特至極ニ付、一同其身一代町年寄席申付、於会所御酒遣ス

以書付御届奉申上候
於酒店之方今朝〆りを外し昨夜盗賊忍入、今朝表之戸〆り外
れ居候ニ付、取調候処、昨夜四時頃ニ候哉、盗賊忍入、売場
ニ差置候
小銭箱壱ツ
但、天保銭弐貫文程入有之候
右之品被盗取、其外紛失之品無御座候
此段、以書付御届奉申上候、以上
慶応三初丁卯年　　勝山源三郎
四月十日
在方
元〆御役所
町方御役所

右銭箱十一日昼後、寿延寺川原ニ捨有之候由、同所ハ御作事
持ニ付、相届候上、引取可申候処、酒造方之者同日持帰り候
ニ付、同十三日町方役所江右之次第御咄申上、御作事江相届
候、尤弁届ニ而相済申候

以書付御届奉申上候
去十日御届奉申上候銭箱底を打破り、寿延寺川原水際ニ打捨
御座候故、同所者御作事方御地先ニ付、同御役所江御届、私
方江引取置申候、此段以書付御届奉申上候、以上
慶応三丁卯年
四月十三日

同
九月廿三日
昨春已来、米価高直之処より安米売捌之義ニ付、主立見込相
立、相場違之丈之分申合、出金いたし、難渋人共江売捌、奇
特ニ付、其身一代正壱人扶持加扶持遣候

十月四日
関内酒造之義、御貸株者、追而被仰出候義も可有之候間、夫
迄者休造可被致、其他之分、当卯年酒造之義、諸国共三分一
造被仰出候間、取締等之義ハ、去寅年之通可相心得旨、被仰
出候ニ付而ハ、古株之分五拾石已下ハ休造ニ致、其余之分ハ、
冬計り造込、濁酒之義者、売買致間敷、尤関東取締出役共、
廻村席、猶申渡、且不時相改候義も可有之旨、村々江相触候
間、其御領分関東取締組合ニ不入村々、酒造をも不時相改候
義可有之間、右之趣兼而相心得候、区々不相成様、村々江申
渡可置旨御達有之候間、弥厳重酒造人共江厳可申聞もの也

卯十月十九日　大御目付御廻状
去ル廿一日二條　御城江　御移替被遊候間、此段向々江
可被達候

右ニ付、御祝義(ママ)出仕、且勤品等ニ不及候間、其段可被申達候
事

同日
去ル廿一日
勅使二條　御城江参入　内大臣　右近衛大将如元
随身兵扙(仗)　牛車　宣旨　御頂戴被為在候ニ付、右為御祝
義惣出仕之事
但、服紗・小袖・麻上下着用之事
一病気・幼少・隠居之面々、在国在邑之面々ハ、隠居之分共
飛札可被差越候事
但、在京之面々ハ、当地江飛札差越候ニ不及候事
右之趣、面々江可被相触候

去ル廿一日より　上様御事　公方様与奉称、　御簾中
様御事　御台様と可奉称候
右之趣、去廿一日於京地被仰出候間、此段面々江可被相触候
九月

同日
近来場所ニ寄、人家調宅家建方、差支之趣ニも相聞候ニ付、
便利之為、諸用共已来三階家作り取建候義不苦候、尤火消防
之ため階毎ニ家補理可申候、憚り候場所見通し相成候ケ所
ハ、見隠し等補理不見透様可致候、尤栄耀ケ間敷義無之様、
可相心得候
右之通、去十四日於京地相触候間、向々江不洩様可被相触候
九月

同日
一葡萄牙　一孛漏生　一瑞田(西もしくは士)
一目(白カ)耳義　一伊太里　一丁抹
右之国々、亜墨利加・阿蘭陀・魯西亜・英吉利・仏蘭西之振
合ヲ以、追々條約為御遣相成候条、末々之者ニ至迄其旨可被
相心得候
右之趣、御料・私領・寺社領共不洩様可触知者也　九月

同日
此度運漕御用達所引請ニ而、蒸気飛脚船取扱、当月より大坂
表江往返致候間、御用旅行之者ハ勿論、諸家家来・百姓・町
人・婦女子ニ至迄、右飛脚船ニ而往返致度ものハ、勝手次第
運漕会所江申込、相当之入用差出乗組候様可致候、且御用物
ハ勿論、諸家荷物又ハ売買荷物等、是亦同所江申込次第、相
当之運賃ヲ以、積込候筈ニ候、尤諸事運漕会所江詰合御用達
共江、相対可致候
右之趣、向々江可被相触候
九月

辰二月廿六日
私儀、松井文四郎取持を以、住谷権平妹後妻ニ貰申度奉願候、
此段宜被　仰上可被下候、已上
　二月
私義妹、三川伊平取持を以、勝山源三郎後妻ニ貰申候ニ付、
差遣申度奉願候、此段宜被仰上可被下候、以上
　二月　　　　　　　　　　　　住谷権平
同日
私義、父丹造（儀左衛門孝叔）望ニ御座候ニ付、本町芳五郎役介ニ差遣し度奉
願候、此段宜被仰上可被下候、以上
　二月
　辰九月十七日　十八郷町持屋敷一毛分
　　　　畑譲渡古証文無之ニ付
　一札之事
其御村ニ於て私所持之畑、此度児玉作右衛門殿方江相譲候ニ
付、古証文差上、新規譲証文奥印可相願之処、古証文宅ニ而
紛失致、只今見当不申候、見当次第御役元江差上可申候ニ付、
何卒譲証文江奥印被成下候様、相願申候、万一、右古証文之
義ニ付、彼是申者有之候ハヽ、私方ニ而引請、御役元江少も
御苦労相懸申間敷候、為後日依而如件
　年号月　　　　　――――
　　一毛分村
　　　名主
　　　　太田唯右衛門殿
　十八郷町
　　名主
　　　町田勝兵衛殿
右弐通相認差出候、右ニ付譲渡証文弐通、左之通
　譲渡申屋敷之事
一金弐十八両也
私持十八郷町裏屋敷壱反弐畝十四歩之所、右之金子ニ而譲
渡申処、実正ニ御座候、然ル上者、御年貢諸掛等之義ハ、
其元ニ而御上納可被成候、尤此屋敷ニ付、何方よりも出入
構無御座候、若六ケ敷義出来仕候ハヽ、加判人立会、急度
埒明可申候、為後日依而証文如件
　　　　　本町
　　　　　　譲主　――――
　年号月
　　　　　証（請）人　――――
　十八郷町

前書之通反畝歩
相違無御座候、以上

与頭　祐　助
同　常　八
同　米　吉
同　亀　太　郎
名主　町田勝兵衛

御家中
児玉作右衛門殿

譲渡申畑之事

一一毛分村下々下畑三畝十四歩・下々下畑弐畝十一歩、〆五
畝弐十五歩之処、当辰九月より金拾弐両ニ譲渡申処実正
也、此畑ニ付何方よりも出入構無御座候、若六ケ敷義出来
仕候ハヽ、加判之者立会、急度埒明可申候、然ル上ハ御年
貢・諸掛り之義ハ貴殿上ニ而御上納可被成候、縦如何様之
義御座候共、違変申間敷候、為後日依而如件

年号月　本町
譲人　―――――
口入
町田　勝兵衛
一毛分村
与頭
桜沢　次兵衛

右之地所相違無御座
候ニ付、奥印仕候処如件　名主

太田只右衛門
児玉作右衛門殿

山田太郎左衛門殿・好田十郎兵衛殿、当廿二日、重職被　仰
付候間、右名憚候様可致候
九月廿五日

当十五日、於東京左之通、御達有之候
今般　御即位御大礼被　為済、先例之通ヲ以改年号候、
就而者、是迄吉凶之象兆ニ随、屡改号有之候へ共、自今　御
一代号ニ御定メ、依之改慶応四年、可為明治元年旨被　仰
出候事
九月

皇上東京江　行幸之義ニ付、別紙御達之趣、先日相触候通
有之処、九月中旬　御出輦被　仰出候義、猶亦御達有之
候、依而者　御上様不快中ニ者被成御座候へ共、此上之御模
様次第ニ而者、急速御發賀（駕）も可被遊、右ニ付而ハ当時勢、各
藩在所表立帰之義ハ、厳重ニ取締、可成丈簡易、御軽装ニ而
御出府被成候様、兼々御達之趣も有之候付、格別御省略御供
被召連候段被仰出候
辰九月

於東京、左之通御達有之候

十一月廿九日御触

法華宗

諸本山江

王政御復古更始維新之折柄、神仏混淆之義御廃止被　仰出候所、於其宗者、従来三十番神与称し　皇祖大御神を奉始、其他之神祇を配祀し、且、曼陀羅与称候内江　天照皇大神・八幡大神等之御神号を書加、剰、死骸江相着せ候経帷子等ニも神号を相認候事、実ニ不謂次第ニ付、向後御禁止被仰出候間、総而神祇之称号、決而相混不申様、屹度相心得、宗派末々迄不洩様可相達　御沙汰之事

但是迄、祭来候神祇等、於其宗派設候分ハ、速ニ可致焼却候、若亦由緒有之、往古より在来之分を相祭り候類ハ夫々取調神祇官江可伺出事

一此節、町在所々江度々強盗押入候所、右之者共袴・羽折等着、帯刀致居候所より御家中之者ニ可有之与相唱、其侭差置候由相聞、御外聞与申以之外、不相済義ニ有之候、向後、右様之者押入候節、仮令帯刀致居候共、無頓着速ニ捕押候共、又者打殺候共、其場之時宜次第可為候、聊下モ難渋可相掛候間、兼而近隣申合置、厳重ニ取計候様可致候

（「渋」の下に「不」が脱落カ）

一兼而　朝廷之御趣意も被為在候ニ付、爰元御領中山林并荒地等、村々差障無之場所、追々御開発被　仰付候間、有志之ものハ望次第申出候様可致候

但、有志之もの江も乍聊御手当可有之事

御口上覚

諸国天台宗大小之寺院、是迄、輪王寺宮御方御支配被成来候所、東北多事ノ折柄、同宮卿者御初東叡一山、今日之次第と成行候ニ付而ハ、方向を失ひ候輩も有之、既ニ一宗迷乱ニも及ふへき形勢ニ候故、兼而　御布令之御旨趣ニ基キ、一宗惣本山延暦寺ニ於て、進退万端指揮致へく、尚一宗擁護之為、三御門室ニ而御取締被成候、右ニ付而ハ、其御領内台宗之諸寺院、宗義を正し、政令を守り、無恙相続致候様、御外護之義、厚御頼被成候、此段御使僧ヲ以、被　仰入候、已上

妙法院御門跡御使僧　高報院

戊辰九月

青蓮院御門跡御使　新勲院（もしくは恩）

梶井御門跡御使　大行院

右之趣、宗派之寺院江不洩様可申聞者也

於東京、左之通御達有之候

一御東臨之節、以当城皇居ニ被定候ニ付、以来、東京城与可

称事
　但、過日被仰出候行宮之称、被止候事

東北未タ平定ニ至らさる之折柄、一先鎮将府被相立候所、今般　御東臨被為遊候ニ付而ハ万機　震断ヲ以被　仰出候御儀ニ付、自今鎮将府被廃候事
　但東京城　御駐輦中者　皇居弁事江可差出事
　　十月　　　　　行政官

今般、鎮将府被廃候ニ付而ハ、駿河以東十三衆(州)之諸侯、以後諸願・伺等　大政官弁事江可差出候事
　　十月　　　　　行政官

一府県ニ於て不慮之節、臨機之取計ハ格別ニ候へ共、平常諸侯之兵隊を指揮候義有之間敷義、被　仰出候事
　　十月　　　　　行政官

諸侯供廻多分召連、尊大華麗ケ間敷義ハ、昇平之久キ、自然驕侈ニ趣候弊風ニ付、先達、古今之形勢御参考之上、簡易を主とし供連定則被　仰出候所、頃日洛中之往来多分召連、間々挟箱等為持、或者先供之者唱道ニ等しき挙動有之相聞候、御趣意を不弁次第ニ相当、以之外事ニ候、自今右様之義無之、御定則屹度相心得候義　御沙汰之事
　但、供廻之義、多少ニ依て貴賤相判候訳ニ無之由ハ、自分
　　貴ハ貴ク、賤ハ自分賤キ道理故、道路之往来各自ニ其分を弁、互ニ相譲り通り、妨無之者勿論ニ候へ共、諸列侯ニも右本文之通被　仰出候上ハ、庶民末々ニ至迄、此旨得与領会(了解)いたし、貴人ニ行逢候節、礼義を尽し、不敬等決而無之様可相心得事
右之通被　仰出候間、府藩県ニおゐても支配所末々者ニ至迄不洩様、兼而申諭可置事
　　十月　　　　　行政官
〆

辰十二月廿日
其方共被下御扶持、追々ニ御配合ニ付、減渡ニ相成候所、爰元・御国元と相成候ニ付而者、御用殖ニも相成候ニ付、正味三人扶持遣候
右之通、御奉行様御詰所ニ而被仰(カ)渡、澤民元方両御役所江届書出ス

同廿七日
永遊撃隊並弐人扶持加扶持被下候由、被仰渡候
　尤当春献金願出ニ付、奇特之由ニ而
猶亦、一統申諭方行届候由ニ而、金千疋被下置候
辰冬御役方　　　　澤民所下役
町在御奉行

深沢雄象様
伊奈近太夫様
笠原健兵衛様
松本要之進様
会所御奉行
桑原勇大夫様
八木俵司様
印東弥一右衛門様
同御目付
本間兵右衛門様
澤民御役所
上村又吉様
尾高俊助様
稲葉隣平様
飯嶋隼太様
都木君作様
桜沢十助様
同助役
嶋田啓六様
斎藤鬼子平様
神林権造様
小嶋供助様
小杉源吉様
同手伝

寄居　木部金次郎様
同　内海多門太様
川岸　新沢扇平様
すハ町裏　下山左馬太様
細沢　内海龍助様
郡代御手代
上田岩次様
細谷登代平様
佐藤右平様
高久庄助様
谷　臺助様
同手伝
長谷川信助様
大橋鐐之助様
喜多郡多門様
百軒四番　鈴木伝司様
御取締方
三木三平様
福田良造様
荒木右衛門八様
古川吉之助様
山室波次郎様
御会所御元〆
佐久間武平様

すハ町裏　西郡弥平様
新町裏　渋谷周次郎様
御会所御元〆
波田供平様
小川朋三郎様
松本真三様
上田小善司様
同手伝
石川金兵衛様
筏小路分　宮田芳次様
観民四ノ小路　矢嶋惣助様
薬師小路　高須泉平様
同所　芳賀権八様
萩小路　穂住清造様
同見習
石村多代吉様
江尻啓之助様
同雑用方
松本勘右衛門様

佐藤蔦右衛門様
豊嶋善右衛門様
馬渕又六様
小林鎮曹様
御蔵方手伝本途掛り
薬師分　石村多代吉様
同　高山忠次様
松村鰐之助様
薬師　横江金助様
観民三ノ小路
長谷川六之助様
同四ノ小路
斎藤摩(呉カ)呂太様
同貸方
佐賀山友七様
元方御手代
笹原清兵衛様
茂木純介様
八木忠助様
鈴木正平様
三浦郡司様

中東新造様
豊嶋金吾様
萩　吉沢廣助様
同給所
すハ町　内田庄吉郎様
向原　　染〔深カ〕谷左右造様
向町裏　嶋田健兵衛様
御蔵方
渡辺登代助様
飯嶌浅右衛門様
田代左右太様
小針八そ八様
同手伝
中村関八様
中東寅造様
大塚　木間亀之助様
佐藤代介様
百軒　進藤千吉郎様
（以下、白紙が続く）
（挿入文書　＊切紙）
「　九月廿八日

同手伝
津田源之助様
廣部庫司様
すハ町　栗山作平様
野口弥寸太様

五両ト　　　両替
三百三拾文
十一月十四日
六十一両三分一朱　預り
百四十九文
同月八日
六拾両也　　　同
外ニ〔カ〕
廿六両弐分弐朱
弐百七十弐文
引
〆百四十三両壱分弐朱
三百五文　　　」
（以下、白紙が続く）

町方御役所御扣
一寛延元辰年十一月中
酒井雅楽頭様代、儀左衛門義、町年寄被仰付候
一同三午年二月廿三日、惣〔ママ〕町寄被仰付候
一同四月朔日、三人加扶持、都合八人扶持被下候
一同年七月四日〔十四カ〕、御上下被下候
一宝暦九卯年十二月十二日、弐人加扶持被下候

一明和八卯年十月廿四日、半分御借上
一天明三卯年十月十二日、三人扶持御借上ヶ
一同四辰年十一月より三人扶持被下候
一安永四未年五月中、義左衛門（満啓）死去、猶嘉兵衛（昭方）江、町年寄被
仰付候
一天明七未年十二月廿六日、御上下被下候
一寛政七卯年三月廿一日、右同断
一同十三（ママ）卯年正月十八日、御内用頭取三人扶持被下候
一同十一未年正月廿六日、御小袖被下
一文化元子年六月十六日、町年寄並被仰付候
一文化五辰年十二月二日、嘉兵衛死去、悴永造町年寄被仰付
候
一文化二（政カ）卯年閏四月廿九日、妹聟又右衛門家督、町年寄同
席被仰付候
一文政三辰年、御用立被仰付候
一同六未年三月廿三日、正三人扶持被下候
一同十一子年二月廿六日、正八人扶持被下候
一同七月廿九日、（信定、馬場家出身）嘉兵衛病死、悴丹造（儀左衛門孝叔、磯田家出身）御用達・拾人扶持・町
年寄次席被仰付候
一同十三寅年八月十九日、単御上下被下候
一天保二卯年二月十九日、丹造町年寄被仰付候
一同七申八月廿七日、御帷子被下候
一同九戌年閏四月廿四日、教誡方被仰付候

一同十五辰年、永三人扶持被下候
一弘化三午年、義左衛門家督被仰付、町年寄・御用達、都而
親通御取扱被仰付候
一同年十月廿四日、壱人扶持被下置、半数渡し
一嘉永三戌年九月廿六日、冨吉義、町年寄・御用達、都而親
通御取扱被仰付候
一同年十月廿四日、壱人扶持被下置、半数渡
一嘉永六丑年十二月廿二日、弐人扶持被下正壱人
一安政元寅年、巴御紋御上下・三ツ組御盃被下
一同三辰年三月廿四日、五十人講世話方被仰付候
一同五午年、町々訓迪掛被仰付候
一同年六月九日、御帷子壱ツ・銀子壱枚被下
一万延元申年十月十六日、糸蛹大行司被仰付候
一文久二戌年二月八日、小役人並御取扱、御上下被下置候
一同年十二月廿七日、正壱人扶持被下候
一同年同日、御小袖被下
一文久三亥十二月廿七日、知行七拾石極添並御取扱、三ツ組
御盃被下
九百両之永上納
一元治二丑年四月廿四日、知行三拾石、御銚子壱対御礼被下
五百八十五両御才覚金

（以下、白紙が続く）

慶応二寅年二月十一日、房五郎義、箕輪宿由兵衛暇取ニ参候
付、暇差遣ス
同三月十九日、境町大黒や定兵衛殿口入ニ而、伊之吉参候
同廿日、十八郷町峯(カ)五郎、口入ニ而談参候
同卅日、大黒や定七殿世話、冨之助参候
同四月七日、同人欠出し、実家江逃帰候

譲渡申田畑之事

一下々畑田七畝拾歩
一下畑弐畝廿九歩半
一下々畑七畝十八歩
〆壱反七畝廿七歩半

右之地所、由緒御座候ニ付、当村方より譲渡申処、実正ニ御座候、此田畑ニ付、何方よりも構無御座候、若六ケ敷義出来仕候ハヽ、加判人立会、急度埒明可申候、然ル上ハ御年貢諸懸り之義ハ、貴殿上ニ而御上納可被成候、縦如何様之義御座候共違変申間敷候、為後日依而如件

本町
田譲主
勝山源三郎

荒川多右衛門殿

前書田畑相違無御座候ニ付、奥印仕候処、如件

清王寺村
名主
小左衛門
与頭
伊兵衛

一毛町村分
一下田壱畝弐十九歩
右同文言
年号月
本町
田譲主

右同文言

一毛村
名主
太田唯右衛門
与頭
梅沢　次兵衛

覚

一金拾五両也
右者為畑礼金被下、慥ニ請取申候、以上

荒川多右衛門殿

右田地五月廿九日、諏訪町・清王寺名主小左衛門殿世話ニ

而、荒川様江譲渡書付之扣也

（以下、白紙）

（裏表紙）

「　勝山氏　」

（翻刻２　了）

萬雑扣（P8702 №1、PF1901 1/1）

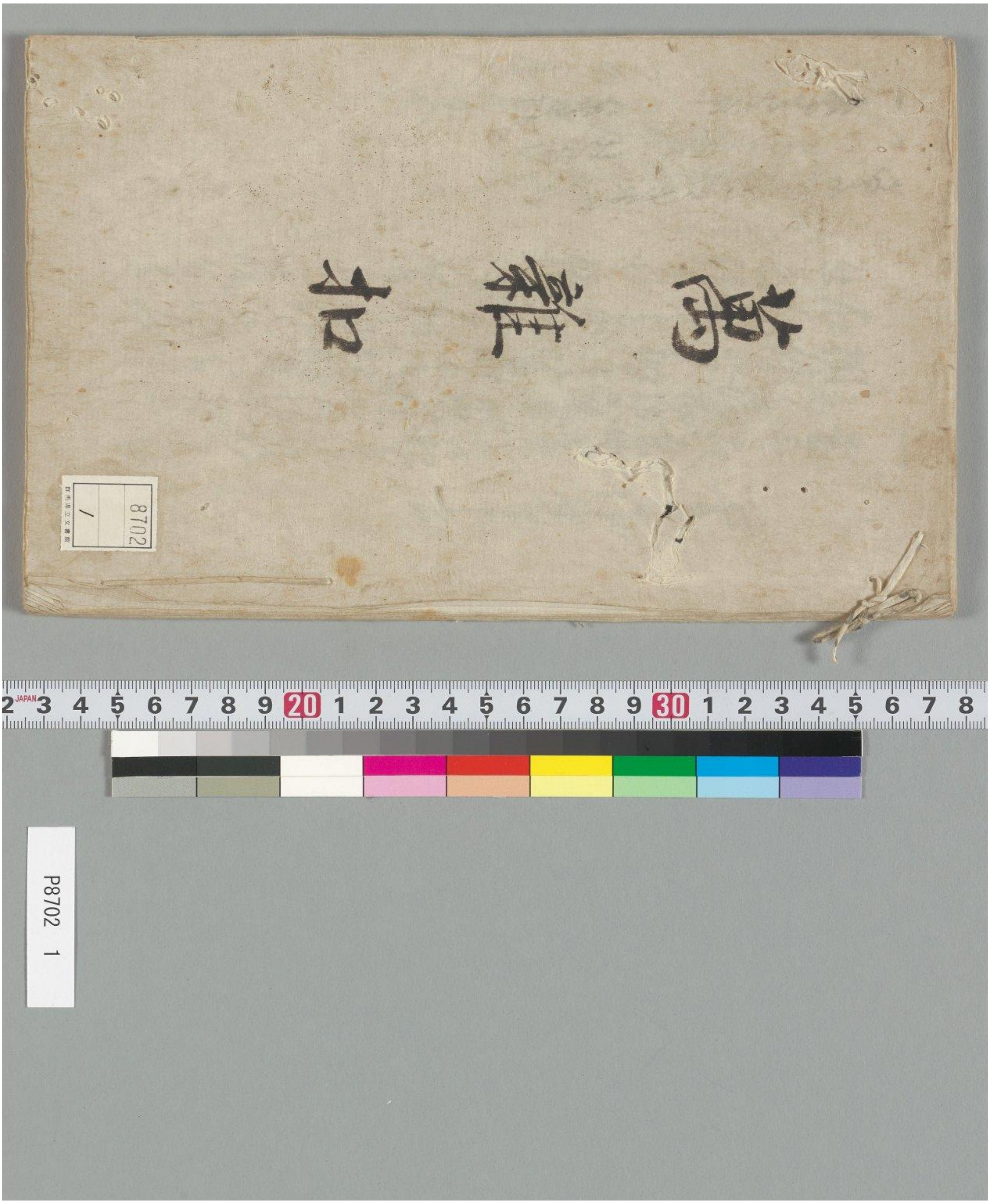

一 番太郎　八番組付
一 同　四番組　新田町
右 書付之通相違無御座候

一 以書付御届申上候
一 昔三ヶ所番所出来之節 朝日之比諸人大勢
参り候而 荷物持出運送仕 火消道具持出重キ物ニ而
相成候而 戸棚等 番所内ニ而 打破り 持出之
戸棚障子抔打破 町内之戸棚之内ニ入 在候
無之節季 後日 相改申候 此段奉願上候
〆候迄ニ御座候

一 薪荷持込之分
但し右之内
上三百五拾文
一 角 壱本入

右者当ニ而段々申付置候所茶屋共之者少々宜敷様ニ
決候来方相勤候事ニ候

弥茶屋共上之輪ゟ古来之通世上之人共ニ而在之
被仰付候所少々茶屋共之者茶店相営候
ニ付以其上茶屋共ゟ申渡和合之上其之以来之通
相定何事ニ而も相談之上以之届
差配之儀ニ少々茶屋共之者ニ而相続
様子ニ付茶屋共ゟ少々成立候様
新ニ相極候間茶屋共ゟ右之趣
何卒出来候様相願候処之間大人

一 茶屋躰之請取入用世話料壱分
　但衣裳ハ損料出候

右通ニ申極候

卯正月吉日

若手筆頭

支人之印

大関文左衛門

甚衛
文四郎

[illegible]
清兵衛 右者 [illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible] 裏蔵 [illegible]
切捕 [illegible]
知文次郎 [illegible] 宝蔵 [illegible]
[illegible]
[illegible]

仲町
文次郎

右者 [illegible] 御届申上候以上

清兵衛
和 [illegible]
藤右衛門

但 [illegible]

年
〃
〃
〃

[illegible]

[illegible]

差上申口上書之事

田新町
[illegible]
小左衛門

右者今般[illegible]出火之儀ニ付[illegible]
[illegible]

私儀農業渡世仕候[illegible]桶[illegible]渡世[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]古[illegible]

[illegible]

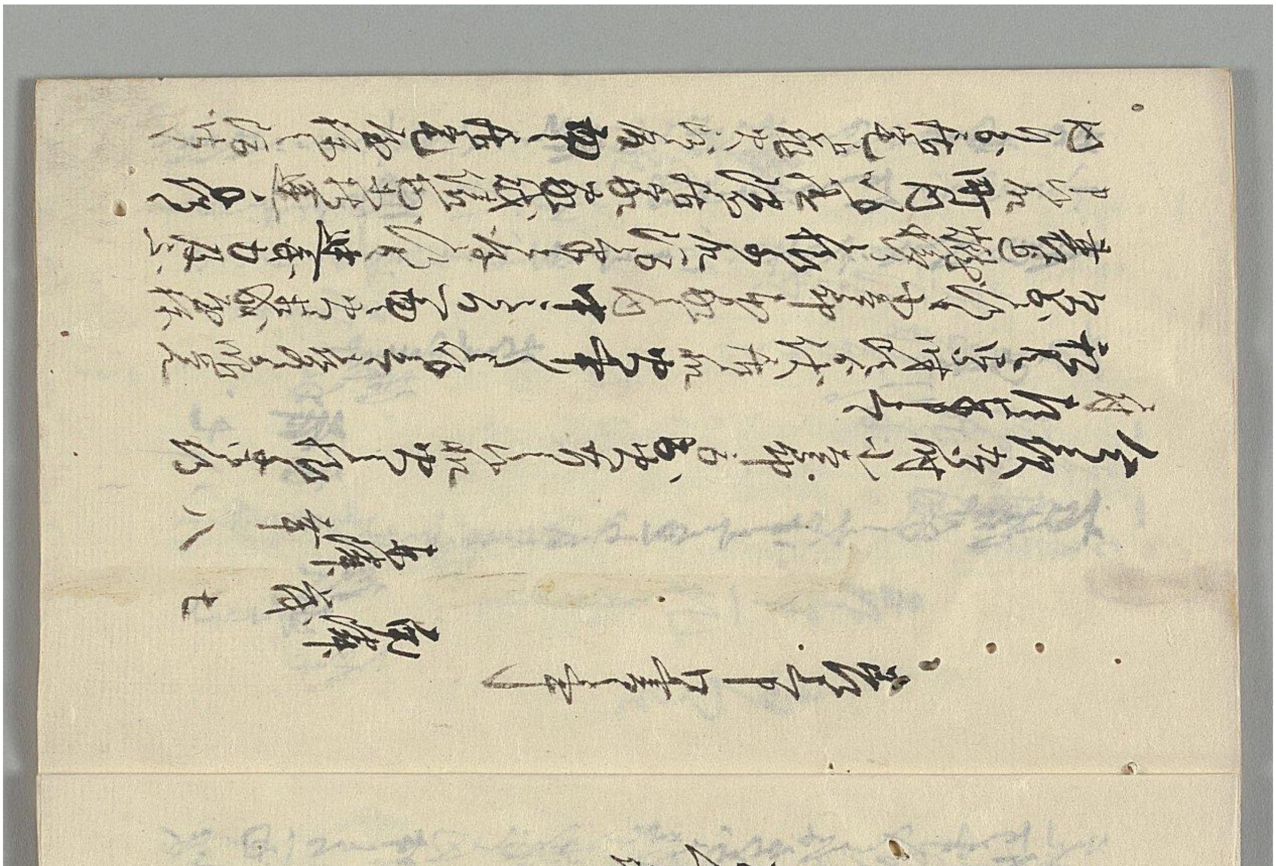

当ル当用之儀揃候而願之通り当年ゟ差出ス 又保
小左衛門者何事ニ不寄風聞承届候差出ス
在所村之者共出来立候右ニ付無遠慮可申上
依而如件
当元小左衛門
滝之助
七
前書之通何事ニ付而も無遠慮可申上候
家
八
組頭
連印
名主

右之通
差上申一札之事
田頭村
小左衛門
一 七名分
勘助
一 四名分
藩役家
右之通堅相守可申候
依而如件
名主
右之通

右惣代書付差出ス

一 壱町ニ付元名主ニ組頭壱人ツヽ出勤被仰付[illegible]
三御町内取締方掛り被仰付候ニ付[illegible]
其上少人ニ而出勤仕候[illegible]
[illegible]町内役人ニ而壱町限組頭壱人ツヽ[illegible]
[illegible]惣代書付差出[illegible]
[illegible]

天保二辛卯年二月

組頭連下
名主
○

右惣代書付差出ス

一 壱町ニ付元名主ニ組頭壱人ツヽ出勤[illegible]
[illegible]取締方元〆振合之義[illegible]
町内役人ニ而組頭壱人[illegible]
[illegible]
惣代書付差出[illegible]

天保二辛卯年
二月

組頭連下
名主
○

町々
御役所

覚

何町壱人雇候
何町役人誰殿　定　八

右者入札月番ニ付罷出候ニ付、無相違御座候、以上

何町誰役
右役

右者此度入札御用ニ付罷出候、無相違御座候、以上

卯二月　町年寄

町方御役所

乍恐書付を以御歎申上候

横町ニ而
伴蔵

右之者儀当八人組御役御[illegible]おゐて近々返シ済
[illegible]方ニ付前々者相済候得共当年ニ至リ候而一円
手詰り当人[illegible]家業向[illegible]当年ニ至 御[illegible]
[illegible]未進ニ而 御[illegible]
[illegible]御[illegible]得ト利[illegible]

[illegible]一[illegible]御役[illegible]
[illegible]一円[illegible]御役人[illegible]御[illegible]
[illegible]御[illegible]一
[illegible]右御[illegible]
[illegible]全[illegible]
[illegible]家業[illegible]
[illegible]全[illegible]何[illegible]
[illegible]一[illegible]
[illegible]
[illegible]今[illegible]

其以後家業[illegible]一向ニ相歎
[illegible]
[illegible]
[illegible]家業[illegible]
町役人[illegible]
商人[illegible]組頭[illegible]
[illegible]
[illegible]商人[illegible]
[illegible]御[illegible]
[illegible]
公入[illegible]御[illegible]

別紙御意趣之趣[illegible]
[illegible]
[illegible]御[illegible]商人組頭[illegible]
上町役人惣代人一同御意趣[illegible]
[illegible]書付[illegible]

天保二辛卯年
二月

当人
組頭
名主
惣代人

町名
御役所

差上申御請書之事

[illegible]

向町
清三郎

[illegible]

處詮公儀ゟ被仰付候趣[illegible]組頭役合違背仕候
御支配町役人ゟ[illegible]町役人ニも無拠当人
[illegible]被仰付候
[illegible]組頭役合一円[illegible]
ゟ当人[illegible]
之[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]町役人[illegible]一円[illegible]
[illegible]

天保二辛卯年
四月

当人
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

町御役所

以下白紙につき省略

大縄久兵衛
三門伊八?
福井宗兵衛
波田与兵衛?
杉村門助?
○寺尾喜兵衛?
〆六人

○井上伝兵衛?
松井喜兵衛
高山文六郎
伊藤庄兵衛?
武田清兵衛
沢田文右衛門?
〆六人

一 [illegible]

中縄壱組?
大塚友伝?
深井主馬?
中村清七
井上嘉兵衛
吉田弥兵衛
西宗左七?
岡部久兵衛?
川[illegible]平左衛門?
〆七人?

壱組
本町
連雀町
呉服町
檜物町
桶町?
横町?
向町
諏訪町
葺屋町?
板町
湯田町?
一 紺屋町

壱組
田町
末広町?
湊町?
古川町?
大工町?
中門町?
天満新町?
天川町?
一 小笠町?

小頭?
一 猿楽町?

雑記録（PF1901 18/3805）

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible] 九月

一[illegible] 一[illegible]

一[illegible] 一[illegible]

[illegible]

[illegible] 九

月

[illegible]

九

月

[illegible]

二ー

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

以上

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

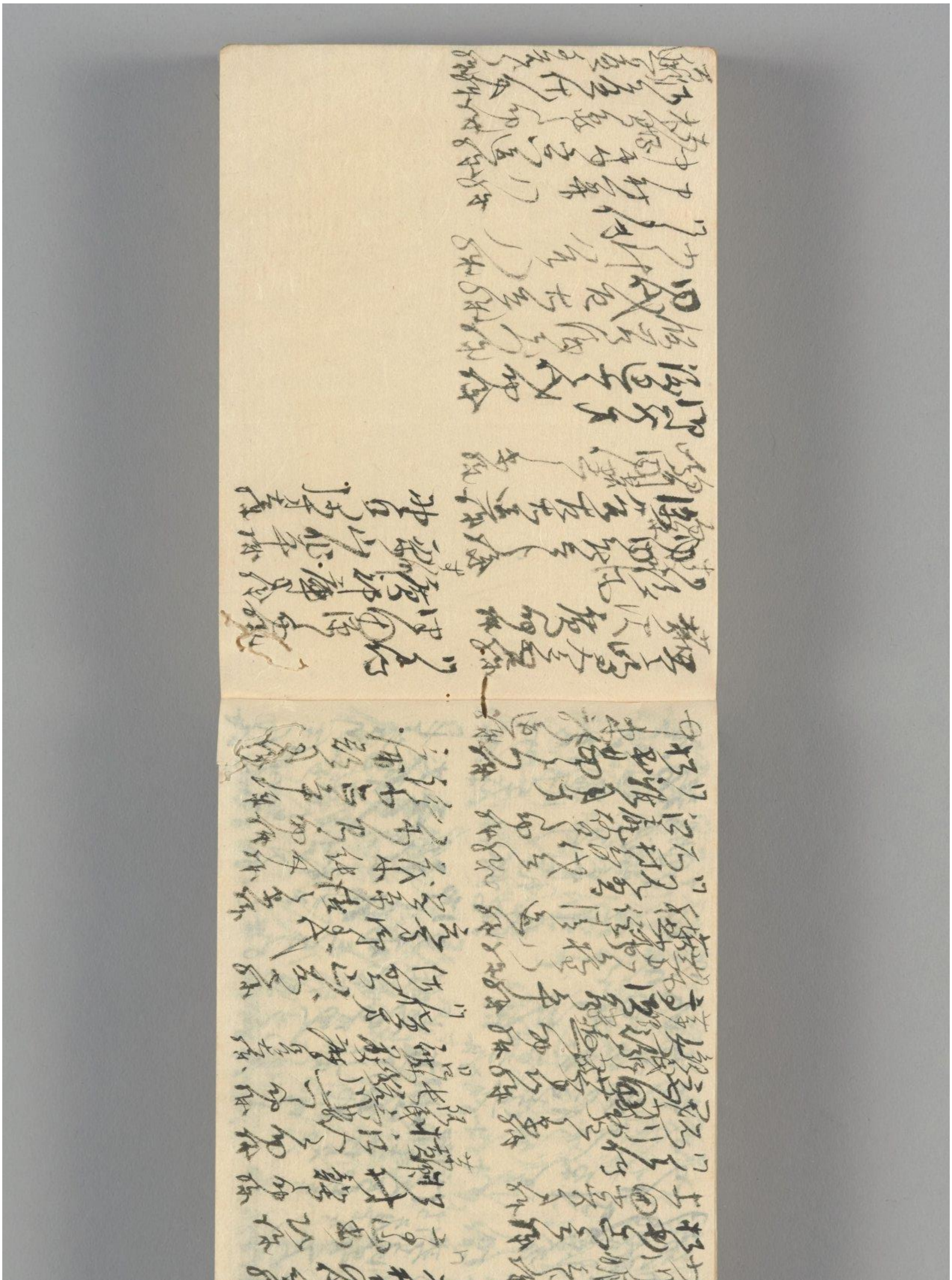

以下白紙につき省略

8702
挿
3805
群馬県立文書館

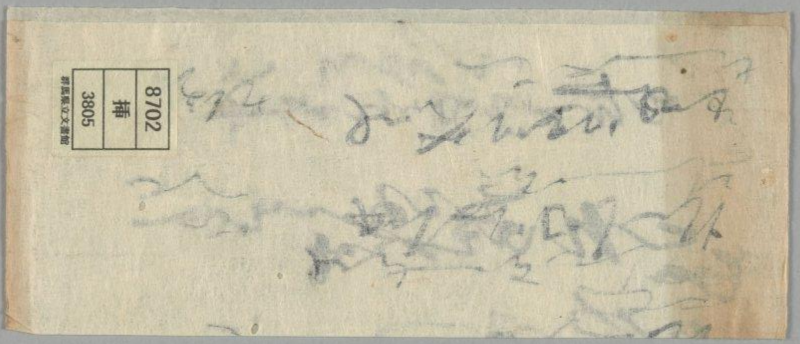

挿入文書

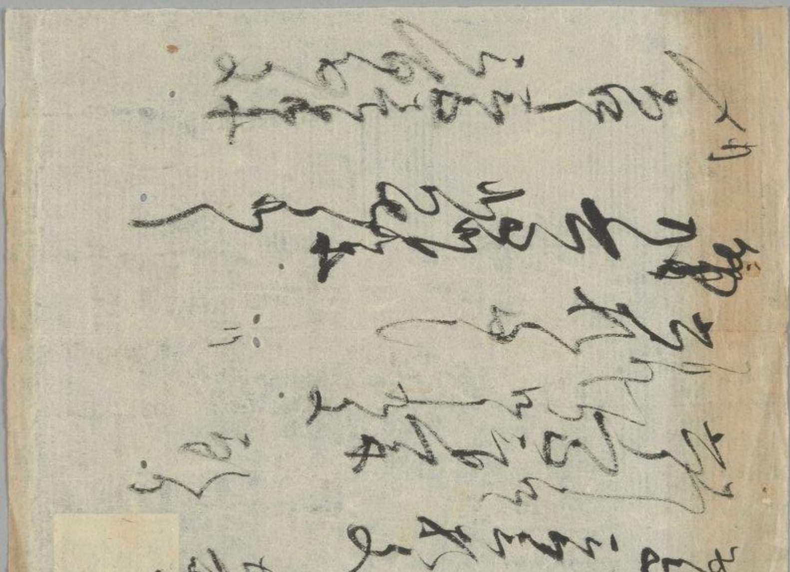

挿入文書

以下白紙につき省略

田中丹後守御役

一 寛延元辰年十月中
酒井雅楽頭様御代被仰付[illegible]
御同役ニ而[illegible]被仰付

一 同三年十二月[illegible]
[illegible]被仰付

一 同[illegible]之[illegible]被仰付[illegible]之
被仰付

一 同 午年[illegible]御上下[illegible]

一 宝暦九卯年十二月[illegible]
被仰付

一 明和八卯年十月[illegible]
[illegible]

一 同[illegible]年十月[illegible]
被仰付[illegible]

一 [illegible]年[illegible]之[illegible]
[illegible]

一 安永[illegible]年[illegible]
[illegible]

一 天明元丑年十二月[illegible]御上下[illegible]

一 寛政[illegible]年[illegible]

一 [illegible]年十月[illegible]
[illegible]被仰付

一 [illegible]年[illegible]

一 文化元子年[illegible]
[illegible]被仰付

一 [illegible]年[illegible]月[illegible]日[illegible]
[illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]年[illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]
[illegible]
一 [illegible]
[illegible]
一 [illegible]
[illegible]
一 [illegible]
[illegible]
一 [illegible]元年[illegible]
[illegible]
一 [illegible]
[illegible]御[illegible]
一 [illegible]

一 [illegible]
一 [illegible]
[illegible]
[illegible]
一 [illegible]
[illegible]御[illegible]
[illegible]

以下白紙につき省略

[illegible]

一 [illegible]
一 [illegible]九ト
[illegible]
[illegible]
[illegible]
一 [illegible]
[illegible]
一 [illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

以下白紙につき省略

8702
3805
群馬県立文書館

執筆者紹介

古文書係

題字　岡庭征人書

双　文　第３７号　令和４年３月３１日発行

編集・発行　群馬県立文書館
前橋市文京町3-27-26（〒371-0801）／電話027(221)2346